

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第二十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十三号中「の七月から九月までの」を「のうち、任命権者が定める」に、「七月から九月までの間」を「任命権者が定める期間」に改める。

別表第三中「七月から九月までの間」を「任命権者が定める期間」に改める。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。